

航空法

I. 案内情報

- ① 手 続 名：外国航空機の指定外空港の使用許可
- ② 手 続 根 拠：航空法第126条第5項ただし書
航空法施行規則第230条の2
- ③ 手 続 対 象 者：外国籍航空機により、本邦外から出発して本邦内に到達する航行、又は本邦内から
出発して本邦外に到達する航行を行う場合において、国土交通大臣が指定する空港以
外の空港等において着陸又は離陸しようとする者
- ④ 提 出 時 期：運航の予定期日の10日前（商用目的の場合は3日前）までに提出
- ⑤ 提 出 方 法：航空法施行規則第230条の2各号に掲げる事項を記載した申請書を作成し、国土
交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課へ提出してください。
- ⑥ 手 数 料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：なし
- ⑧ 申 請 書 様 式：特になし
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる国土交通省航空局航空局航空ネットワーク部航空事業課にお問い合わせ
下さい。

II. 窓口情報

- ① 提 出 先：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課 03-5253-8111(内線48514、48536)
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

III. 手続情報

- ① 審査基準：航空局所管の許認可等に係る審査基準及び標準処理期間（平成6年空総第177号）
- ② 不服申立方法：（行政不服審査法の規定による）